

○大田区清掃・リサイクル協議会設置要綱

平成12年 6 月13日

区長決定

改正 平成14年 4 月24日

平成14年 6 月20日

平成17年 3 月 7 日

平成21年 3 月18日20清リ発第11242号

平成23年 5 月13日23環清発第10154号

平成28年 3 月22日27環清発第11304号

令和 3 年 3 月 1 日 2 環清発第11274号

令和 3 年 6 月10日 3 環清発第10293号

令和 4 年 3 月14日 3 環清発第11322号

令和 5 年 6 月22日 5 環清発第10420号

環境清掃部長決定

令和 7 年 3 月31日 6 環清発第11677号

環境清掃部長決定

(設置)

第1条 循環型都市大田区を目指し、区内におけるごみの減量化と資源の有効活用を図り、大田区の清掃及びリサイクル事業施策の推進に資するために大田区清掃・リサイクル協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 清掃及びリサイクル事業の施策に関すること。
- (2) その他関係する事業に関して必要な事項

(委員及び会長)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長、副会長を置く。
- 3 会長、副会長は、委員の互選とする。
- 4 会長は、会務を総理し、会を招集する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 協議会に委員とは別に相談役を置くことができる。

(任期)

第4条 委員及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員及び相談役が、任期途中で交代する場合には、任期は前委員、前相談役の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度会長が開催する。

- 2 会長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝礼)

第6条 協議会に出席した委員及び相談役には、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

- 2 謝礼は、日額3,000円とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、資源環境部ごみ減量推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が協議会に図って定める。

(傍聴)

第9条 会議の傍聴については、一定条件下で認めるものとし、具体的取扱いについては別途定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱の決定をもって、大田区リサイクル推進協議会設置要綱を廃止する。

付 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表 大田区清掃・リサイクル協議会委員

選出区分	人数
公募委員	3名以内
リサイクル活動団体	6名以内
リサイクル業界	2名以内
清掃環境廃棄物業界	2名以内
商業・工業等連合会	2名以内
資源回収賛同団体	1名以内
区議会常任委員会 資源環境部所管委員長	1名
PTA代表	1名
合計	18名以内

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。